（政府調達）

平成26年度

ルームエアコンディショナの購入

入　　札　　説　　明　　書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の特定調達契約に係る入札公告（平成25年12月20日付官報公告）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

1　入札等実施要領
2　競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
3　入札及び見積心得書
4　入札書及び封筒（様式）
5　委任状（様式）
6　単価契約書
7　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について
8　仕様書【別冊１】
9　提出書類一覧【別冊２】

独立行政法人都市再生機構西日本支社 住宅経営部 設備保全チーム

1　入札等実施要領

1　契約担当役等の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　大 西　誠

◎　調達機関番号　599

◎　所在地番号　27

2　調達内容

（1）　品目分類番号　　16

（2）　件名

平成26年度ルームエアコンディショナの購入

（3）　調達案件の仕様等

仕様書による。

（4）　履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

（5）　履行場所

仕様書による。

（6）　入札方法

イ　入札金額は、仕様書に示した品目ごとの単価に予定数量を乗じた総価とし、調達本体価格のほか納入までの一切の諸経費を含んだ総価を記載するものとする。

ロ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額を算定した品目ごとの単価を契約単価とする。

ハ　本件業務において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

3　競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

⑴　提出期間：本公告から平成26年1月21日（火）までの土曜日、日曜日及び祝休日を除く毎日、10時から12時及び13時から16時までとする。

⑵　提出場所：〒536-8850　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 住宅経営部 設備保全チーム

電話 06-6969-9041

(3) 提出方法：予め提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 提出内容：提出書類一覧（別冊 2）による。

4　質問書の提出及び回答

（1）　入札、仕様等に対する質問は、「質問書（任意様式）」の提出による。

イ　提出期限　平成 26 年 2 月 12 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝休日を除く毎日、10 時から 12 時及び 13 時から 17 時までとする。

ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。

また、封筒に「質問書在中」と朱書すること。

ロ　提出場所　3(2)に同じ

(2)　質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

イ　閲覧期間

平成 26 年 2 月 19 日（水）から平成 26 年 2 月 21 日（金）まで

ロ　閲覧場所

3(2)に同じ。

5　入札書等の提出

（1）　提出期限

平成 26 年 2 月 24 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝休日を除く毎日、10 時から 12 時及び 13 時から 17 時とする。

ただし、郵送の場合は書留郵便とし、平成 26 年 2 月 24 日（月）16 時必着とする。

（2）　提出場所

〒536－8850　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部 経理チーム

6　開札

（1）　日時

平成 26 年 2 月 25 日（火）16 時

（2）　場所

大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 入札室

7　契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8　入札保証金及び契約保証金　免除

9　契約書作成の要否　要

10　手続きにおける交渉の有無　無

11　支払条件

毎月検査後、当月分の請求書を受理した日から起算して30日以内に、支払うものとする。

12　苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続き等に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日付政府調達苦情処理推進本部決定)」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局）に対して苦情を申し立てることができる。

13　問い合わせ先

〒536－8850　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社 住宅経営部 設備保全チーム
電話 06-6969-9041

2　競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

1　競争参加資格

(1)　次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

イ　契約を締結する能力を有しない者

ロ　破産者で復権を得ない者

ハ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

ニ　入札書提出期限の日から起算して２年前の日以降において、次に掲げる者の一に該当している者。これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についてもまた同様とする。

（イ）契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

（ロ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

（ハ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（ニ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（ホ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（ヘ）（イ）～（ホ）に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

（ト）（イ）～（ヘ）に該当する者を入札代理人として使用する者

ホ　入札書提出期限の日において、当機構から指名停止を受けている者

(2)　次の要件をすべて満たしている者であること。

イ　平成 25・26 年度独立行政法人都市再生機構西日本支社の物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、開札の時までに業種区分「物品販売」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格を有しない場合は、速やかに競争参加資格審査の申請を行う必要がある。競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は下記にて確認すること。

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部経理チーム　tel：06-6969-9019

ロ　当業務に関し、当該地区内にアフターサービスの体制が整っている事業所対応を有していることを証明し、当機構が認めた者であること。なお、隣接地区（都府県）の事業所においても、当該地区内と同等の体制が確保できることを当機構が認めた場合は可とする。

ハ　当業務の仕様書の要件に適合することを証明し、当機構が認めた者であること。

ニ　日本国内において当機構職員が行う立会検査に応じられる者であること。

2　競争参加者に求められる義務

(1)　競争参加者は、上記 1（2）のイ～ニによる必要な証明書等を提出期限までに提出

しなければならない。

(2) 参加資格の確認は、証明書等の提出期限の日を持って行うものとし、この結果は、平成26年2月5日までに通知する。

3　その他

(1)　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札に必要な提出書類の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。

(3)　当機構に、提出された書類は審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。

(4)　当機構に一旦提出された書類は返却しない。

(5)　当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。

(6)　提出書類等に虚偽又は不正な記載をした者の入札は無効とする。

(7)　競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札の時において、上記３の資格のない者は、落札の対象としない。

3　入札及び見積心得書

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第２条　競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

３　入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

４　前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

７　入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

２　入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一　入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限

る。）して行う。
二　入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。
３　入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
（公正な入札の確保）
第２条の３　入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
２　入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
３　入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
（内訳明細書）
第３条　入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。
（入札又は見積りの取りやめ等）
第４条　入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
（入札書又は見積書の引換の禁止）
第５条　入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
（入札又は見積りの無効）
第６条　次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。
一　委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。
二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
三　入札又は見積金額の記載を訂正したとき。
四　入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。
五　再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。
六　１人で同時に２通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七　明らかに連合によると認められるとき。
八　第２条第第７項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。
九　前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

（開札等）

第７条　開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

２　見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

（落札者の決定）

第８条　競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

２　見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

（再度の入札又は見積り）

第９条　開札又は見積りの結果、落札者がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

２　前項の再度の入札又は見積りは、原則として１回を限度とする。

（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第10条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札参加者等の制限）

第11条　次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
三　落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
六　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（契約内容説明）

第12条　理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

（契約書等の提出）

第13条　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

３　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（異議の申立）

第14条　入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

4　入札書及び封筒（様式）

入　　　札　　　書

金　　　　　　　　　　　　　　円也

ただし、(件名)

入札及び見積心得書（物品購入等）を承諾の上、入札します。

年　　月　　日

住　所
氏　名　　　　　　　　　　印
代理人　　　　　　　　　　印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
　支社長　　大西　誠　殿

表

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　大西　誠　殿

（件名……入札書）

裏

5　委任状（様式）

委　　任　　状

私は　　　　　　を代理人と定め、（支社等名）の発注する（件名）に関し、下記の権限を委任します。

記

１．入札及び見積りに関する一切の件

代理人 使用印鑑	印

年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　印

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　　大西　誠　殿

6　単価契約書

単　価　契　約　書

１　物品の名称

２　契 約 期 間　　　　　　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者　　　　　　　　　　は頭書の物品（以下「物品」という。）の売買に関する契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

年　　月　　日

発注者　　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

受注者　　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

（総則）

第１条　発注者は、物品をこの契約に定める条件で受注者から買い受け、受注者は、これを売り渡すものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託等の制限）

第３条　受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（発注手続）

第４条　発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

（納入期限の延長）

第５条　受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限（以下

「納期」という。）内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（危険負担）

第６条　物品の納入に当たり、次条第１項の発注者の確認（同条第３項の再検査がある場合には、当該再検査）の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

（検査）

第７条　受注者は、注文書に基づく物品の納入後、直ちに発注者に届け出て、その物品について、発注者の確認を受けなければならない。

２　発注者は、前項の確認（以下「検査」という。）を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

３　受注者は、検査の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに代品を納入し、発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

４　検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入は完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

（瑕疵担保責任）

第８条　受注者は、前条第４項に規定する注文書に基づく物品の引渡日から１年間（但し冷媒回路部品については5年間）当該物品の瑕疵を補修するものとする。

（売買代金）

第９条　発注者は、第７条第４項の規定により物品の引渡しが完了したときは、当該物品の対価（以下「売買代金」という。）として、別紙の単価表に基づき算定した額を受注者に支払うものとする。

２　受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

３　発注者がその責めに帰すべき理由により第７条第２項の期間内に検査又は同条第３項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（単価の改定）

第10条　物価に変動があり、前条１項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

（延滞金）

第11条　受注者の責めに帰する理由により、受注者が納期内に注文書に基づく物品を納入しない場合において、納期経過後相当期間内に納入する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該納期を延長することができる。

２　前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年（365日当たり）５パーセントの割合で計算した金額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第11条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約期間中に発注した総額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、

当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第12条　受注者は、発注者がその責めに帰する理由により約定期間を超えて売買代金の支払いを行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年（365日当たり）3.0パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第13条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一　受注者の責めに帰する理由により、納期内又は納期経過後相当期間内に注文書に基づく物品を納入する見込みがないとき。

二　第２条、第３条又は第８条の規定に違反したとき。

三　その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

四　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対し

て当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
五　破産の申立て（自己申立てを含む。）を受け、又は解散したとき。
（違約金）
第14条　受注者は前条第１号から第４号までのいずれかに該当してこの契約が解除されたときは、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の１に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
（発注者の都合による解除）
第15条　発注者は、第13条各号の場合のはか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。
２　発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも１か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。
３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
（相殺）
第16条　発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。
（協議事項）
第17条　この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙　（単価表）

別紙

単　価　表

単価表

No.	品　　　名	単位	型式	規格	単価(円)
1	家庭用エアコン	台		2.2kw	
2	家庭用エアコン	台		2.5kw	
3	家庭用エアコン	台		2.8kw	
4	家庭用エアコン	台		3.6kw	
5	家庭用エアコン	台		4.0kw	
6	家庭用エアコン	台		5.0kw	
7	家庭用エアコン	台		5.6kw	

7 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

（１） 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

（２） 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ １者応札又は１者応募である場合はその旨

（３） 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４） 公表日

契約締結日の翌日から起算して７２日以内

別冊１

仕 様 書

１　件名

平成 26 年度ルームエアコンディショナの購入

２　対象品目及び予定数量

別紙１「対象品目一覧表」のとおり。

なお、予定数量は発注者の過去の購入実績を基に算出した数量であり、購入を確約した数量ではない。

３　対象部署

別紙２「対象部署一覧表」のとおり。

４　発注手続

（１）　品目、型式、単価、商品画像（カラー)、商品解説を掲載した品目一覧表（以下「カタログ」という。）を作成し、発注者が要求する部数を提出すること。

なお、「エネルギー使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。)」の適合していることが確認できる旨表示すること。

（２）　発注は対象部署（以下「発注部署」という）ごとにカタログ掲載の商品について別紙３に示す「注文書」をＦＡＸ等により随時行うので、発注方法に対応するシステムを導入すること。

なお、注文書の最小の発注単位は１台とし納品についても同様とする。

（３）　カタログ作成に係る費用については、受注者が負担すること。

５　納期

注文書に指定する日（発注日から概ね１週間）に納品すること。

ただし、土、日、祝日、年末年始等発注者の休業日は除くものとする。

６　納品方法

（１）　納品は、注文書にて発注者が指示するエアコンの設置を行う小規模修繕工事業者又はリニューアル等工事業者（以下、「エアコン設置業者」という。）の事務所において、エアコン設置業者に受渡しを行うこと。

エアコン設置業者名及び納品場所は別紙４「納品場所一覧表」による。

なお、業務履行期間中、エアコン設置業者及び納品場所が変更となる場合は、事前に発注者が受注者に対し通知する。

（２）　納品する商品には、発注部署名、商品名、数量を記入した納品書を添付すること。

（３）　納品する商品については、発注部署等の指示により仕分けし、個別に梱包すること。

（４）　配送に係る費用については、受注者が負担すること。

（５） 納品後、商品の不良又は品目若しくは数量の誤り等が明らかになった場合は、速やかに且つ適切に対応すること。

7　請求書等

（１）　請求書は、発注部署に直接提出すること。

（２）　受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注部署に提出するものとし、発注部署は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

8　業務フロー

別紙５「業務フロー」のとおり。

9　保証

（１） 納入後１年（但し冷媒回路部品については５年以内）以内に発注者の使用上の責任によらないものとみられる故障が発生した場合は、受注者は無償で修理又は交換を行うものとする。

（２） 構造上の欠陥等により重大な故障が発生した場合は、上記（１）に関わらず、発注者と受注者が協議の上、受注者は無償で修理又は交換を行うものとする。

（３） 当該地区内にアフターサービスの体制が整っている事業所対応を有していること。なお、隣接地区（都府県）の事業所においても、当該地区内と同等の体制が確保できると当機構が認めた場合は可とする。

以　上

（別紙１）

【対象品目仕様表】

性能	要求性能	備考
規格	室内機、室外機はJIS C 9612（ルームエアコンディショナー）によるものとし、製造者の標準仕様とする。	
省エネ性	「経済産業省告示　第 213 号　エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」（平成 21 年６月改正）に適合すること。	
冷暖房機能	コンプレッサーの周波数制御機能を有すること。	
除湿機能	除湿機能を有することとし、仕様はメーカー仕様とする。	
電源	単相 100Ｖ又は単相 200Ｖとする。	
その他の機能	メーカー仕様とする。	
製造年	原則として、納入日から１年以内に製造された製品とする。	
付属品等	リモコン及び取扱説明書等の付属品が備わっていること。	

【予定数量表】

No	品名	単位	規格	予定数量
1	家庭用エアコン	台	2.2KW	10
2	家庭用エアコン	台	2.5KW	0
3	家庭用エアコン	台	2.8KW	40
4	家庭用エアコン	台	3.6KW	500
5	家庭用エアコン	台	4.0KW	350
6	家庭用エアコン	台	5.0kw	250
7	家庭用エアコン	台	5.6kw	50
	合　計	台		1,200

別紙2

対象部署一覧表

支社等	事務所･部署名	住所
西日本支社	独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社ＵＲコミュニティ西日本支社 千里住まいセンター	大阪府豊中市新千里東町一丁目４番２号　千里ライフサイエンスセンタービル１９階
西日本支社	独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社ＵＲコミュニティ西日本支社 大阪住まいセンター	大阪府大阪市城東区森之宮二丁目９番２０４号
西日本支社	独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社ＵＲコミュニティ西日本支社 泉北住まいセンター	大阪府堺市南区竹城台1丁1番
西日本支社	独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社ＵＲコミュニティ西日本支社 兵庫住まいセンター	兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町五丁目５番１３号　協和ビル５階
西日本支社	独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社ＵＲコミュニティ西日本支社 京都住まいセンター	京都府京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町５６６－１番地　井門明治安田生命ビル４階
西日本支社	独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社ＵＲコミュニティ西日本支社 奈良住まいセンター	奈良県奈良市右京一丁目４番地　サンタウンひまわり館２階
西日本支社	独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社ＵＲコミュニティ西日本支社 阪神住まいセンター	兵庫県尼崎市御園町５番地 土井ビル５階

別紙3

■ 注 文 書

平成　　年　　月　　日

※　平成26年〇〇月〇〇日締結の単価契約に基づき、以下の資材を発注します。

発注者名
住所

氏名

担当　　　　　　　　　　　　　　　　TEL

資材名称	規格等	数量（台）	設置対象団地	号棟号室	備考
家庭用エアコン	2.2kW				
家庭用エアコン	2.5kW				
家庭用エアコン	2.8kW				
家庭用エアコン	3.6kW				
家庭用エアコン	4.0kW				
家庭用エアコン	5.0kw				
家庭用エアコン	5.6kw				
合計					

納品場所等					
納品場所等	①	住所 名称		納品日	
	②	住所 名称		納品日	

納品に関する問い合わせ窓口
業者名
住所
氏名
担当　　　　　　　　　　　　　　　　TEL

■ 受取り完了確認

	納品（受取り）場所	受け取り日	受取り者
受取り完了欄			

※受取り者（エアコン設置業者）にて記入

納品場所一覧表

都市機構管轄事務所	エアコン設置業者	エアコン設置業者の事務所所在地（納品場所）	主な設置対象予定団地
独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ西日本支社 千里住まいセンター	日本総合住生活㈱	大阪府豊中市新千里西町	茨木学園町他
	不二友㈱	大阪府吹田市南吹田	シティコート下新庄他
	富士建設㈱	大阪府枚方市山之上	アルビス池田他
	㈱森工務店	大阪府茨木市新堂	新豊里他
独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ西日本支社 大阪住まいセンター	日本総合住生活㈱	大阪府大阪市東成区中道	さざなみプラザ第六他
	大和工業㈱	大阪府大阪市都島区毛馬町	リバーサイドしろきた他
	不二友㈱	大阪府吹田市南吹田	谷町四丁目シティハイツ他
	㈱指福商店	大阪府藤井寺市岡	アーベイン天王寺他
	オカダ技建工務㈱	大阪府大阪市港区市岡元町	南港前
	田村栄㈱	大阪府大阪市浪速区桜川	サンヴァリエ苅田他
	太平建設工業㈱	大阪府大阪市北区天満	アミティ中宮北町他
	㈱仲谷工務店	大阪府枚方市山之上	釈尊寺第二他
	富士建設㈱	大阪府枚方市山之上	香里ケ丘さくらぎ街他
	大阪住宅営繕㈱	兵庫県神戸市東灘区御影石町	香里ケ丘けやき東街他
独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ西日本支社 泉北住まいセンター	日本総合住生活㈱	大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町	泉北竹城台一丁他
	㈱指福商店	大阪府藤井寺市岡	アーベイン松原他
	田村栄㈱	大阪府大阪市浪速区桜川	シティハイツ堺七道他
	キタケン工業㈱	大阪府堺市堺区中之町東	アーベイン堺市駅前他
	㈱仲谷工務店	大阪府枚方市山之上	泉北原山台一丁他
	裏松工務店㈱	大阪府泉大津市綾井	くすの木他
独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ西日本支社 兵庫住まいセンター	日本総合住生活㈱	兵庫県神戸市中央区浜辺通	ポートアイランド他
	大阪住宅営繕㈱	兵庫県神戸市東灘区御影石町	グリーンヒルズ御影他
	昭和建設工業㈱	兵庫県神戸市中央区相生町	キャナルタウンウエスト外
	㈱神戸営繕	兵庫県神戸市中央区下山手通	横尾他
	仁志起興業㈱	兵庫県神戸市中央区磯上通	サンラフレ明石他
独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ西日本支社 京都住まいセンター	日本総合住生活㈱	京都府京都市下京区	桃山南他
	㈱仲谷工務店	大阪府枚方市山之上	京都十条他
	住都営繕㈱	奈良県奈良市北半田中町	壬生坊城第二他
独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ西日本支社 奈良住まいセンター	日本総合住生活㈱	奈良県奈良市朱雀	高の原駅西他
	住都営繕㈱	奈良県奈良市北半田中町	西大寺駅前他
独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ西日本支社 阪神住まいセンター	日本総合住生活㈱	兵庫県尼崎市潮江	高見フローラルタウン四番街他
	㈱西日本住宅サービス	大阪府大阪市東成区中道	リバーサイドさぎす他
	オカダ技建工務㈱	大阪府大阪市港区市岡元町	リバーサイド出来島他
	不二友㈱	大阪府吹田市南吹田	ルミエール千鳥他
	太平建設工業㈱	大阪府大阪市北区天満	さらら仁川他

別紙5

業務フロー

各（地域）支社
エアコン納品業者
納品業者の決定
（一般競争入札）
（契約書類）
単価契約の締結
（契約書類）
発注部署に納入業者の通知
発注等事務の依頼
（株）URコミュニティ
住まいセンター
エアコン設置業者
（小規模修繕工事業者等）
（現場説明書）
支給材として、エアコンの数量・品質・規格・引渡場所・引渡時期等を特記事項とし、明記する。
納入業者等の通知
空家補修工事等の実施
空家補修等工事の依頼
工事依頼
エアコン必要台数及び納品日・場所等の調整
納入日等調整
エアコン必要台数及び納品日・場所等の調整
納入日等調整
納入機種・台数の確認
（注文書）
必要な機種・台数及び納入場所等を記載し、納入業者にFAX等にて発注する。
必要台数と発注・納入場所の指示
エアコン受取及び検品後に受取完了欄の記入
（注文書下欄）
受渡し調整
エアコン（納品書）を指定された納入場所に発送
（1週間以内に納入）
エアコン設置業者からの受取完了の報告（注文書）をもとに書面検査を実施。
当月分の検査完了数量を納品業者へ通知。
受取完了報告
（注文書）
注文書の受取完了欄にて、受取完了を報告
検査完了数量を通知
納入数量及び検査完了数量を確認し、当月分を翌月の指定日までに支払請求をする。但し、3月分は3月中に請求する。
当該住宅の空家修繕等工事にて、取付け工事を行い、保全工事共通仕様書により機能確認を実施する。
（請求書類）
請求書類には納品書、注文書（受取完了欄）を添付する。
支払事務
支払い請求（翌月）
支払い
支払い

別冊２

提出書類一覧

（法人等名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　下表は、本調達の競争参加資格確認申請に際し、必要となる書類一覧です。
　一覧表により提出漏れがないか御確認ください。

２　この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、競争参加資格確認申請書提出
　時に御提出ください。

３　「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称　（※使用する様式）	提出部数	備考	機構使用欄
1	競争参加資格確認申請書	1部	詳細は「競争参加資格確認申請書」参照	
2	競争参加資格認定通知書の写し	1部	有効期限内で「物品販売」の認定がされているもの。紛失等で提出できない場合は、その旨申し出ること。	
3	仕様要件適合証明書 （様式）	1部	各項目の「適合証明」欄に、仕様書の要件を適合していると判断できる内容を具体的に記入すること。	
4	アフターサービス体制表	1部	購入物品について、当該地区内にアフターサービスの体制が整っている事業所を有していること。 なお、隣接地区で同等のサービス体制が確保されている場合は可とする。	

【提出書類作成における注意事項】

①　項番2については、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済であり、必要な資格を有するものと認められることを条件に入札書等関係書類を提出する場合は、当該申請書を受付した際に機構が交付する受付票の写しを添付するものとする。

②　項番4については、当該地区と隣接地区に位置する事業所でアフターサービスを行う場合は、事業所と対象団地の位置関係が確認できる資料を添付すること。

（様式）

仕様要件適合証明書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
　支社長　　大　西　誠　殿

会社名
住　所
代表者名　　　　　　　　　　印

「平成２６年度ルームエアコンディショナの購入」の競争参加に関し、下記仕様要件の全てに適合することを証明するために、仕様要件適合表証明書を提出いたします。

以　上

【仕様要件適合証明書】

性能	要求性能	適合証明
規格	室内機、室外機はJIS C 9612（ルームエアコンディショナー）によるものとし、製造者の標準仕様とする。	
省エネ性	「経済産業省告示　第213号　エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」（平成21年6月改正）に適合すること。	
冷暖房機能	コンプレッサーの周波数制御機能を有すること。	
除湿機能	除湿機能を有することとし、仕様はメーカー仕様とする。	
電源	単相100V又は単相200Vとする。	
その他の機能	メーカー仕様とする。	
製造年	原則として、納入日から１年以内に製造された製品とする。	
付属品等	リモコン及び取扱説明書等の付属品が備わっていること。	

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
　支社長　大 西　　誠　殿

住　　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　　印

平成 25 年 12 月 20 日付けで公示のありました「平成２６年度ルームエアコンディショナの購入」業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記書類を添えて申請いたします。
なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1　入札説明書　提出書類一覧（申請用）【別冊２】2 に記載する競争参加資格認定通知書等の写し

2　入札説明書　提出書類一覧（申請用）【別冊２】3 に記載する仕様要件適合証明書（様式）
また、仕様要件の適合が容易に確認できる書類（カタログ等）も添付すること。

3　入札説明書　提出書類一覧（申請用）【別冊２】4 に記載するアフターサービス体制表
また、申請に際して、確認ができる書類を添付すること。

注）なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380 円）の切手を貼り、長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。